

水谷直樹◎弁護士・弁理士

テレビ放送番組の録画、転送サービスの仕組みが著作権等を侵害していないと判断された事例

(知財高裁 平成21年1月27日判決 平成20年(ネ)10055号)

1. 事件の概要

本事件は、被控訴人日本放送協会、日本テレビ放送網(株)ほかテレビ放送事業を行う合計9社が、控訴人(株)日本デジタル家電に対して、同社が提供する「ロクラクⅡビデオデッキレンタル」サービスが、被控訴人らの著作権、著作隣接権を侵害するとして、平成19年に東京地裁に提起した訴訟が発端です。

ここで「ロクラクⅡビデオデッキレンタル」サービスとは、右図に示すとおり、ハードディスクレコーダー「ロクラクⅡ」2台を、親機、子機として組み合わせ、サービス利用者にこれらのセットをレンタルし、利用者は子機を所持し、親機を遠隔地に設置して、子機からの指示により、親機において放送番組を受信、複製(録画)し、これを遠隔地に置かれている子機に対し送信し、利用者は子機を通じて番組を視聴することを内容とするサービスのことです。

被控訴人らは、上記サービスで放送番組の複製を行っているのは控訴人であるとして、控訴人に対し、上記サービスでの放送番組の録画の中止等を求めて東京地裁に訴訟を提起したところ、同地裁は平成20年5月28日に同請求を認容しました。

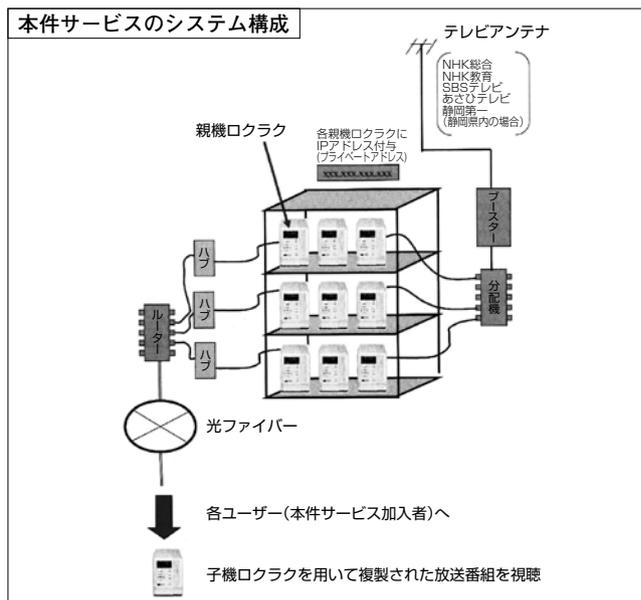
そこで、控訴人が知財高裁に控訴したのが本事件です。

2. 争点

本事件での争点は、上記サービスにおいて、放送番組の複製を行っているのは控訴人であると認められるか否かでした。

3. 裁判所の判断

知財高裁は、平成21年1月27日に判決を言い渡し



ましたが、左記争点に関して、①本件サービスの目的、②機器の設置・管理、③親機ロクラクと子機ロクラクとの間の通信の管理、④複製可能なテレビ放送およびテレビ番組の範囲、⑤複製のための環境整備、⑥控訴人が得ている経済的利益——の諸点に分けたうえで検討を行い、

「ア 本件サービスの目的について

……本件サービスが、主として、海外に居住する者を対象として、日本国内で放送されるテレビ番組を受信・複製・送信して、海外での視聴を可能にするためのもの……というべきである。……本件複製の決定及び実施過程への関与の態様・度合い等の複製主体の帰属を決定する上でより重要な考慮要素の検討を抜きにして上記の点のみをもって控訴人が本件複製を行っているものと認めるべき根拠足り得る事情とみることはできない。」

「イ 機器の設置・管理について

……本件サービスの利用者は、……海外を含む遠隔地において、日本国内で放送されるテレビ番組の複製情報を視聴することができる場所、そのためには、親機ロクラクが、地上波アナログ放送を正しく受信し、デジタル録画機能やインターネット機能を正しく発揮することが必要不可欠の技術的前提条件となるが、この技術的前提条件の具備を必要とする点は、親機ロクラクを利用者自身が自己管理する場合も全く同様である。……かかる技術的前提を整備し提供したからといって直ちにその者において受信・録画・送信を行ったものということとはできない。

……控訴人が親機ロクラクとその付属機器類を一体として設置・管理することは、結局、控訴人が、本件サービスにより利用者に提供すべき親機ロクラクの機能を滞りなく発揮させるための技術的前提となる環境、条件等を、主として技術的・経済的理由により、利用者自身に代わって整備するものにすぎず、そのことをもって、控訴人が本件複製を実質的に管理・支配しているものとみることができない。」

「ウ 親機ロクラクと子機ロクラクとの間の通信の管理について

被控訴人らは、親機ロクラクと子機ロクラクとの間の通信が控訴人の管理・支配の下に行われている旨主張し、その根拠として、①当該通信がhttpにより控訴人のサーバ等を経由して行われること（および、これ以外の4点：筆者注）……を挙げる。

……上記……は、いずれも、利用者が親機ロクラクを自己管理する場合（すなわち、控訴人が本件複製を行っているものとみることができない場合）であっても生じる事態であることからみても、かかる主張をもって控訴人によるメール通信の管理・支配の根拠足り得ないことは明らかである」

「エ 複製可能な放送及びテレビ番組の範囲について

……本件サービスにおいて録画可能な放送が、親機ロクラクにより受信することができるものに限定されるのは当然のことである……ところ、……当該機器により受信することのできるテレビ放送が当該機器の設

置場所により制限されるのは、親機ロクラクに限らず、すべての機器に当てはまることであるから、……本件サービスにおいて録画可能な放送の範囲の限定が控訴人により行われているものとみることができない。

また、上記②（本サービスで録画可能な番組が、控訴人サーバから提供される番組表に限定されていること：筆者注）については、利用者が親機ロクラクを自己管理する場合（すなわち、控訴人が本件複製を行っているものとみることができない場合）であっても同様に生じる事態を指摘するものにすぎない。

……被控訴人らが主張する……事実をもって、控訴人が本件複製を実質的に管理・支配しているものとみることができない。」

「オ 複製のための環境整備について

被控訴人らは、①本件サービスにおいては、子機ロクラクを用い、これが示す手順に従わなければ、親機ロクラクにアクセスしてテレビ番組の録画や録画されたデータのダウンロードを行うことができず、また、②控訴人は、親子機能を実現するための特別のファームウェアを開発して、これを親子ロクラクに組み込み、かつ、控訴人のサーバ等を経由することのみによって録画予約等が可能となるように設定しており、さらに、③親子ロクラクは、本件サービス又はこれと同種のサービスのための専用品とみることができ旨主張する。

しかしながら、これらの事情は、いずれも、利用者が親機ロクラクを自己管理する場合（控訴人が本件複製を行っているものとみることができない場合）であっても同様に生じる事態を指摘するものにすぎないから、これらの事情をもって、控訴人が本件複製を実質的に管理・支配しているものとみることができない。」

「カ 控訴人が得ている経済的利益について

……本件サービスは、機器（親子ロクラク又は親機ロクラク）自体の賃貸借及び親機ロクラクの保守・管理等を伴うものであるから当然これに見合う相当額の対価の支払が必要となる場所、……上記①及び②の各金員は、録画の有無や回数及び時間等によって何ら影響を受けない一定額と定められているものと認められるから、当該各金員が、当該機器自体の賃料等の対

価の趣旨を超え、本件複製ないしそれにより作成された複製情報の対価の趣旨をも有するものとまで認めることはできず……控訴人が本件複製ないしそれにより作成された複製情報の対価を得ているものということとはできない。]

「キ 小括

……被控訴人らが主張する各事情は、いずれも、控訴人が本件複製を行っているものと認めるべき事情ということとはできない。

加えて、上記(1)のとおりの子機ロクラク機能、その機能を利用するために必要な環境ないし条件、本件サービスの内容等に照らせば、子機ロクラクを操作することにより、親機ロクラクをして、その受信に係るテレビ放送(テレビ番組)を録画させ、当該録画に係るデータの送信を受けてこれを視聴するという利用者の行為(直接利用行為)が、著作権法30条1項(同法102条1項において準用する場合を含む。)に規定する私的使用のための複製として適法なものであることはいうまでもないところである。そして、利用者が親子ロクラクを設置・管理し、これを利用して我が国内のテレビ放送を受信・録画し、これを海外に送信してその放送を個人として視聴する行為が適法な私的利用行為であることは異論の余地のないところであり、……前記認定判断のとおり、本件サービスにおける録画行為の実施主体は、利用者自身が親機ロクラクを自己管理する場合と何ら異ならず、控訴人が提供する本件サービスは、利用者の自由な意思に基づいて行われる適法な複製行為の実施を容易ならしめるための環境、条件等を提供しているにすぎないものというべきである。

なお、クラブキャッツアイ事件最高裁判決は、……本件と事案を異にすることは明らかである。]

と判断して、第1審判決を破棄して、被控訴人らの請求を棄却しました。

4. 検討

本事件は「ロクラクⅡ」という録画転送サービスの適法性が争われた事案です。

放送番組の録画、転送サービスの適法性をめぐっては、これまでクラブキャッツアイ事件最高裁判決が判

示した、いわゆる“カラオケ法理”(著作物の利用行為を直接行っていない者につき、支配管理性と利益の帰属の2要件の観点から検討を行い、上記2要件の充足が認められる場合には、利用行為の主体性を認めるとの法理)の適用を前提として、番組の複製、転送を直接行っていない者についても、複製、送信行為の主体性を認めるとの判決が続いていました(例を挙げれば、録画ネット事件決定——知財高裁平17.11.15、選撮見録事件判決——大阪高裁平19.6.14)。

これに対して本判決は、上記最高裁判決にかかる事案は、本件とは事案を異にするとする一方で、控訴人が放送番組の複製を実質的に管理支配しているか否かの観点から検討を行っています。

もっとも、第1審判決も本判決も、控訴人が放送番組の複製行為を「実質的に管理支配している」か否かを検討している点では共通しており、具体的な認定において結論を異にしているということになるのではないかと考えられます。

ここで問題となっている管理支配性は、評価を伴う概念であり、これとともに、個別の具体的な事実を総合評価することにより判断されるものです。

この点に関して、本件では、控訴人が利用者による適法な複製(私的複製)行為のサポートをしただけであると評価するのか(本判決)、自ら複製行為を行ったと評価するのか(原判決)により、結論が分かれてくることになります。

本件サービスは、デジタル技術およびインターネット環境の普及を前提として提供されるサービスであるところ、このような環境で第三者からのサポートを受けた場合に、私的複製行為と認められるのは、どの範囲の行為であると認められるのかによって、結論が大きく左右されるものと考えられます。

本事件は、最高裁に上告されており、最高裁の判断が待たれるところです。

みづたに なおき

1973年 東京工業大学工学部卒、1975年 早稲田大学法学部卒業後、1976年 司法試験合格。1979年 弁護士登録、現在に至る(弁護士・弁理士、東京工業大学大学院客員教授、専修大学法科大学院客員教授)。
知的財産権法分野の訴訟、交渉、契約等を多数手がけている。